

大阪市告示第1362号

令和6年10月1日より、大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例（昭和63年大阪市条例第31号）第8条第1項の規定に基づき、次の駅周辺の自転車放置禁止区域を次のとおり変更する。

令和6年9月30日

大阪市長 横山英幸

駅名	放置禁止区域
地下鉄梅田駅・中津駅 阪急中津駅	別図のとおり

（建設局企画部方面調整課）